

高松市民吹奏楽団 団 則

第1章

第1条〔 名 称 〕 この団体は、高松市民吹奏楽団（以下「楽団」）と称する。

第2条〔 設立年月日 〕 楽団の発足は、昭和49年9月29日とする。

第3条〔 目 的 〕 楽団は吹奏楽を通して郷土文化の創造発展と団員の人格、教養を高めることを目的とする。

第4条〔 性 格 〕 楽団は不偏、不党で、政治活動及び特定の宗教には一切関与しないとともに、営利またはそれを目的とする事業は一切行わない。

第5条〔 団員構成 〕 [1] 資格

- (1) 18歳以上のもの。但し、高校生(在学中)以下の入団は原則認めない。
- (2) 情熱と責任を持って練習ならびに事業に取り組める吹奏楽愛好者であること。
- (3) 楽器を持っているもの。

[2] 入団手続

- (1) 入団希望者に対しては、団長、事務局は必ず団則を紹介すると共に、本人と直接面接する。
- (2) 入団に際しては、事務局の指示に従い、所定の入団申込書（様式1号）に自筆記入する。
- (3) 入団に際しては、研修期間（約1ヶ月）を終了したものであること。（尚、この期間を研修期間とする）
- (4) 研修期間修了者は、役員全員、パートリーダーの承認を得て入団を認める。

第6条〔 事 業 〕 [1] 運営

- (1) 年に1回の定期演奏会を開催すること。
- (2) 全日本吹奏楽連盟への加盟期間中は連盟行事に参加すること。
- (3) 地域行事（依頼による訪問演奏等）に参加すること。
- (4) 定例練習日は原則として毎週土曜日ならびに月1回の日曜日とする。
- (5) 音楽関係諸団体との連絡、協調を取りながら、団長をはじめ全員の協力でもって、常に前向きな姿勢で事業目的を遂行すること。

第7条〔 役 員 〕 [1] 楽団の運営を円滑に行う為に次のとおり役員を置く。

団長 1名 副団長 2名 事務局長 1名 渉外管理 2名 会計 1名 監査 1名

[2] 役務

- (1) 団長は楽団を代表し、団務を総理する。
- (2) 副団長は団長を補佐し、おもに団の内面を処理する。
- (3) 事務局長は外部との交渉ならびに運営上必要な事務処理、楽団資産の管理、記録の保管をする。
- (4) 渉外管理は事務局長を補佐し、おもに楽団資産の管理、運営上必要な事務を処理する。
- (5) 会計は団の財政を管理する。尚、任期途中改選、事故ある場合は引継ぎを確実にする。
- (6) 監査は本来は団員以外のものとすべきであるが、団員と兼任もできる。主に団の会計に関する帳簿、領収書その他調査し総会において全てを報告する。

[3] 役員は総会又は、特定総会において選出する。

[4] 任期、改選、解任について

- (1) 役員の任期は約1年とする。
- (2) 改選の時期については、各年度のメイン事業が終了した直後とする。但し、会計及び監査は年度末とする。
- (3) 役員の解任は、役員の過半数もしくは団員の過半数の同意がある場合これを行うことができる。
- (4) 役員の解任、転勤、病欠その他の理由により補充必要ある場合は役員の協議により補充する。

[5] 役員は役員会を組織し、楽団の事業及び楽団への依頼事項を決議し執行する。

- 第8条〔顧問〕 楽団は総会の承認を得て名誉顧問、顧問を置くことができる。
- 第9条〔相談役〕 楽団は総会の承認を得て相談役を置くことができる。
- 第10条〔特定総会〕 [1] この会は特別に定めた会で主に役員の変更を意味する。
[2] 議長選出、議決その他において全て第12条、第13条の規約どおりに行う。
- 第11条〔臨時総会〕 [1] この会は総会規約にもあるように必要な要求ある場合は臨時招集して円満に解決すること。
[2] 臨時総会は団長及び役員が必要と認めるとき、又は団員の過半数以上の請求がある場合には臨時総会を開かなければならない。
[3] 第10条 [2] に同じ。
- 第12条〔総会〕 [1] 楽団の総会は年1回、団長がこれを招集する。
[2] 総会は楽団の最高決議機関で団員でもって構成する。
[3] 総会は毎年4月末～5月初めに開くことを原則とする。
[4] 総会の議長は団員の中から選出するものとする。
[5] 総会は団員の過半数以上（委任含）の出席をもって成立し、次の事項を審議する。
（1） 楽団の事業に関すること。
（2） 楽団の会計、監査承認に関すること。
（3） 団則の改廃に関すること。
（4） その他必要な事項に関すること。
- 第13条〔議決〕 [1] 総会の議決は全ての出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。
[2] 団則の改廃については出席者の2/3以上の同意を得なければならない。
[3] 役員を選出については本人の立候補がなければ推薦として、定員以上の場合は挙手又は投票とし、多数決とする。 但し、2以上の役員は兼ねられない。
- 第14条〔会計〕 [1] 楽団の経費は団費・寄付金・補助金その他をもってこれに充てる。
[2] 楽団の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることを原則とする。
[3] 楽団の団費は次の通りとする。
（1） 団費 一般 1ヶ月につき 2,000円とする。
 学生 1ヶ月につき 1,000円とする。
 夫婦 1ヶ月につき 3,000円とする。
 研修生 （1）は徴収しない。
（2） 積立金 ……1ヶ月につき 500円とする。
 但し、特例入団者（学生）は除く。
（3） 楽器使用料 ……1ヶ月につき 500円とする。
 但し、専属奏者に楽団所有楽器ならびに他団体からの借用楽器を貸し出す場合とする。
[4] 団費は原則として偶数月の第一回目の練習日を徴収日とし、パート内で集金した後、会計に納入する。
[5] 団の直面の運営費以外は銀行普通預金口座に預ける。
[6] 楽団の経費から支払いをする場合はあらかじめ団長、事務局の許可を求めること。
[7] 外部団体との会議その他における必要な経費は、最小限をもってこれを認める。
[8] 病欠・その他の理由により練習活動できないものは、役員と協議の上で休団とし、休団届（様式2号）を提出する。休団は2ヶ月以内。
- 第15条〔退団〕 [1] 本人の都合上退団の申し出があった場合、また団員の資格を失った場合などについては退団とする。尚、退団届（様式3号）に記入する。
又すでに入団費、団費等納付しているものについては返還しない。
[2] 団の名称を悪用したり、団の和を乱したり、道徳的立場上秩序を乱したりする者については役員との協議により強制退団とする。
[3] 無届け欠席が4回続いた者に対しては警告、改善なき場合は役員協議により退団とする。
[4] 何の理由もなく団費長期未納者については警告、さらに支払意志がない場合は退団とする。
- 第16条〔定期演奏会〕 [1] 特別に実行委員会を設置し、各任務についた者は責任を持って遂行する。
[2] 実行委員長は団長が任命し、その他の実行委員は実行委員長が任命する。

[3] 定期演奏会出演者は団員及び協力者、又は団が必要と認めた者以外は出演できない。

[4] 定期演奏会終了後2ヶ月以内に収支を報告すること。

- 第17条〔楽器〕
- [1] 団員の楽器はすべて個人の持ち物とする。尚、練習会場その他においての破損・故障・盗難等については団はその責を負わない。
 - [2] 譜面台及び楽譜ファイルについては各自の負担とし、又持ち物には全てにネームを入れる。
 - [3] 特殊楽器については、役員、パートリーダーの協議により2/3以上の同意があれば購入することができる。
 - [4] 団所有の楽器については、管理はいうまでもないが、事務局は明細を明らかにしておくこと。

- 第18条〔楽譜〕
- [1] 団員の楽譜は全て写譜を使用すること。
 - [2] 楽譜は団の資産でもあるので、写譜をすみやかに済ませ係に返すこと。
 - [3] 楽団としての楽譜、楽器等の貸借をする場合は所定の様式(4号)・(5号)に記入し事務局の許可を得ること。

- 第19条〔常任指揮者〕
- [1] 楽団は必要に応じて楽団外の音楽家または学識者に常任指揮を委嘱することができる。
 - [2] 常任指揮者は総会の承認を得て団長が委嘱する。
 - [3] 常任指揮者の任期は特に定めない。
 - [4] 常任指揮者は音楽表現及び楽曲解析等演奏に関する一切の事柄について権限と責任を持つ。
 - [5] 常任指揮者は自らその職を辞したとき、又は総会において出席者の2/3以上の同意による解任決議があったとき、その職務を解く。

- 第20条〔インスペクター〕
- [1] 楽団の基礎合奏、常任指揮者不在の場合の合奏ならびに分奏指導者としてインスペクターを置くことができる。
 - [2] インスペクターの任命、解任は団長が行なう。尚、役員との兼任は可。
 - [3] インスペクターは楽団の演奏技術の向上のための基礎合奏を行なう。
 - [4] インスペクターは常任指揮者の演奏方針のもと、常任指揮者を補佐し、補完的な合奏ならびに分奏を行なう。
 - [5] インスペクターは基礎合奏に関する一切の事柄についての権限と責任を持つ。
 - [6] インスペクターは、練習計画、演奏曲目の選定、編曲など楽団の演奏に関することについて提言することができる。

- 第21条〔パートリーダー〕
- [1] パートリーダーはパートの責任者として、パート員を取り纏め、役員、常任指揮者、インスペクターと連携を図りながら、楽団運営ならびに楽団の演奏技術の向上に努める。
尚、パートの分類は次のとおりとする。
(Fl・Ob・Fg)(Cla)(Sax)(Hr)(Tp)(Tb)(Eup・Tub・Sb)(Per)
 - [2] パートリーダーは団長が任命する。尚、役員との兼任は可。
 - [3] パートリーダーはパート編成ならびにソリストの決定権を持つ。
 - [4] パートリーダーは必要に応じてサブパートリーダーを任命できる。
尚、その場合はただちに団長に届け出ること。
 - [5] パートリーダーは団長の招集によりパートリーダー会を開催し、楽団の活動に必要な事項の検討ならびに意見交換を行なう。

- 第22条〔合奏〕
- [1] 団員全員が協力して準備・片付けすると共に時間厳守など練習の効率化に努める。
 - [2] 合奏中は必要以外私語を慎む。
 - [3] 指揮者からの注意、指示等は必ず鉛筆等で楽譜等へ書き入れる。また、その内容を欠席者にも周知する。

- 第23条〔解散〕
- [1] 団員数が著しく減り活動状況が困難になった時、又は大幅な赤字が長期に渡り続いた場合等には臨時総会を開き、更生の見込みがないと判断される場合は団を解散する。
 - [2] 尚、負債があった場合にはその額については解散日の3ヶ月前までに在籍していた者にて等分割して、これを整理する。

[3] また、団所有の楽器・楽譜については話し合いにより円満に解決すること。

第24条〔その他〕 上記以外の諸問題については、役員会協議し円満に解決する。

〔補足事項〕 団則に記載されていない内容で、楽団の運営上、必要と認められる項目については個別に規定、要領、基準を設け運用することとする。なお、新設・改定・廃止の手続きは以下の通りとする。

(規定) 団則第13条[2] に準ずる。

・倉庫管理規定

(要領・基準) 役員全員の同意を得なければならない。

・会計整理基準表

・楽譜管理要領

・交通費支給基準

・慶弔・交際費支出基準

・キトラ(賛助)基準

・団所有楽器取扱要領

この団則は昭和49年 9月29日 より施行する。

平成 3年 6月 1日 改定

平成13年 4月15日 改定

平成15年 9月20日 改定

平成17年 4月10日 改定

平成18年 4月16日 改定

平成20年 5月10日 改定

平成23年 5月 7日 改定

平成26年 4月26日 改定